

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく 令和 6 年度施策の実施状況（案）に係る評価について

1 評価対象

- 資料 3【「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」（以下、基本計画）に基づく令和 6 年度施策の実施状況（案）】における小分類 18 区分（2 ページ参照）

※資料 3 の 41 ページからが実績数値の総括表となっていますので併せて参考にしてください。

※資料 4 は資料 3 の概要版

2 評価の方法

（1）各委員による個別評価

- 令和 6 年度施策の実施状況の達成度を小分類ごとに 3 段階評価

達成度

A：達成している	B：概ね達成している	C：達成していない
----------	------------	-----------

評価視点（※どこに重点を置いて評価するかは、各委員の判断）

進捗状況：どのくらい進んでいるか

連携状況：関係各課と連携し進めているか

協働状況：生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているか

- 御意見や御提言がある場合は施策ごとに記入
※担当課が中心となり、今年度及び次年度以降の事業計画等の参考とします。

（2）会長による総評（みやぎ食の安全安心推進会議としての評価）

- 委員の個別評価及び意見・提言を踏まえ、会長が総評案を作成

3 今後のスケジュール【予定】

6 月 13 日（金）	各委員による個別評価締切
6 月下旬～	会長による総評とりまとめ
8 月 1 日（金）	第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議で総評案審議
8 月下旬	宮城県食の安全安心対策本部会議（予定）
9 月中旬	議会報告
10 月下旬	公表

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第４期）

施策体系 小分類 18 区分（①から⑱）

I 安全で安心できる食品の供給の確保……………【 安全 】に関する施策

1 生産及び供給体制の確立

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 生産者の取組への支援 | ① 施策１から施策４ |
| (2) 農林水産物生産環境づくり支援 | ② 施策５から施策８ |
| (3) 事業者の取組への支援 | ③ 施策９から施策１０ |

2 監視指導及び検査の徹底

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 生産段階における安全性の確保 | ④ 施策１１から施策１４ |
| (2) 流通・販売段階における安全性の確保 | ⑤ 施策１５から施策１８ |
| (3) 食品表示の適正化の推進 | ⑥ 施策１９から施策２１ |
| (4) 食品の放射性物質検査の継続 | ⑦ 施策２２から施策２３ |

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立……………【 安心 】に関する施策

1 情報共有及び相互理解の促進

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 情報の収集、分析及び公開 | ⑧ 施策２４から施策２５ |
| (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の推進 | ⑨ 施策２６から施策２８ |
| (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 | ⑩ 施策２９から施策３１ |

2 県民参加

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 県民総参加運動の展開 | ⑪ 施策３２から施策３４ |
| (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 | ⑫ 施策３５から施策３６ |

III 食の安全安心を支える体制の整備……………【 協働 】に関する施策

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進 | ⑬ 施策３７ |
| (2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応 | ⑭ 施策３８ |
| (3) 食の安全に関する調査・研究の充実 | ⑮ 施策３９ |
| (4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実 | ⑯ 施策４０ |
| (5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携 | ⑰ 施策４１ |

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

- | |
|--------|
| ⑱ 施策４２ |
|--------|

氏名：_____

令和6年度施策の実施状況（案）に係る評価表（記入例）

達成度 A：達成している B：概ね達成している C：達成していない

I 安全で安心できる食品の供給の確保

小分類ごとに評価をしていただきます

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援		施策	ページ	達成度
イ	環境にやさしい持続可能な農業の推進	1	4	A
ロ	農業生産工程管理（GAP）の普及拡大	2	5	
ハ	農薬の適正使用の推進	3	6	
ニ	牛のトレーサビリティシステムの推進	4	6	

●意見・提言

ABCで評価
してください

施策1：〇〇〇は、●●●のため評価できる。

施策4：□□□は、■■■であることから、今後も継続するべきである。

なるべく該当する施策番号
を記入してください

意見・提言がある施策についてのみご記入ください。
施策全てに意見・提言を記入する必要はありません。

(2) 農林水産物生産環境づくり支援		施策	ページ	達成度
イ	土壌環境適正化の推進	5	7	A
ロ	家畜伝染病の発生予防の徹底	6	7	
ハ	貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	7	8	
ニ	特用林産物の生産再開への支援	8	9	

●意見・提言

ABCで評価
してください

施策6：〇〇〇は、●●●のため評価できる。

施策8：□□□は、■■■であることから、今後も継続するべきである。

意見・提言がある施策についてのみご記入ください。
施策全てに意見・提言を記入する必要はありません。

意見・提言の記入枠が小さい場合は、自由に高さを変えていただいて構いません。

提出締切：6月13日（金）

I □安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援

施策 1～4

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進

施策 1

【みやぎ米推進課】

- 環境保全型農業直接支払交付金により、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織を支援した。
- 県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、化学肥料及び化学合成農薬を低減して生産した農産物の認証を行ったほか、新規取組者の確保に向けて、制度説明会を開催した。
- 有機農業に関する相談窓口での相談対応、指導者の人材育成などにより、有機農業の推進に取り組んだ。

【園芸推進課】

- 環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、環境制御指導者育成研修やみやぎ環境制御技術交流ネットワークを活用したグローワ技術交流会等を開催した。



環境保全型農業評価委員、生き物調査。



有機JAS制度に関する人材育成研修。



グローワ技術交流会。

施策 1 の成果

【みやぎ米推進課】

- 環境保全型農業直接支払交付金活用取組面積 → :4,309ha。
- みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度認証登録面積 → :2,414ha。
- 制度説明会参加者数 → :76名。
- 有機農業に関する相談件数 → :1件。
- 有機農業指導員の育成者数 → :7人(合計 61人)。

【園芸推進課】

- 環境制御指導者育成研修開催回数 → :3回(延べ 44人)。
- グローワ技術交流会等開催回数 → :7回(延べ 158名)。

資料 3 : 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第 4 期)」に基づく令和 6 年度施策の実施状況(案) 4 ページ抜粋

施策の実施状況等

施策の成果

1 生産及び供給体制の確立			
(1) 生産者の取組への支援			
小分類別数値目標	基準値	実績	目標値
項目	令和元年度	令和 6 年度	令和 7 年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	4,296	4,309	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数(件)	160	152	260
耳標の装着率(%)	100	100	100

資料 3 : 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第 4 期)」に基づく令和 6 年度施策の実施状況(案) 6 ページ抜粋